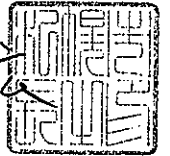


札幌市中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年10月4日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第35号

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する規則

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和47年規則第11号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第29条第1項中「上場の際」を「次条第1項又は第31条第1項の規定による呼上げを行う際」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。
- (2) 第31条第2項中「入札人」を「入札者」に改め、同条第5項中「入札人を落札人」を「入札者を落札者」に改め、同条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第4項中「せり人」とあるのは「卸売業者」と、「申込者」とあるのは「入札者」と、「せり落し人」とあるのは「落札者」と、同条第5項中「せり人」とあるのは「卸売業者」と、「せり落し人」とあるのは「落札者」と、「商号を」とあるのは「商号を表示し、又は」と読み替えるものとする。

- (3) 第32条第1項第1号及び第4号中「入札人」を「入札者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。